資料編

■行政区域の変遷

旧熊谷市

年　月　日	変　　遷		備　　考
明治22年 4月 1日	熊谷宿と石原村が合併	熊谷町	町制施行
大正12年 4月 1日	肥塚村と合併	〃	
昭和 2年 4月 1日	成田村と合併	〃	
昭和 7年 4月 1日	大幡村と合併	〃	
昭和 8年 4月 1日		熊谷市	市制施行
昭和16年 1月 1日	佐谷田村と合併	〃	
昭和16年 4月10日	玉井村・久下村・大麻生村と合併	〃	
昭和29年 4月 1日	中条村と合併	〃	
昭和29年11月 3日	三尻村・別府村・奈良村と合併	〃	
昭和30年 1月 1日	吉岡村と合併	〃	
昭和30年 9月30日	太井村の一部と合併	〃	
昭和30年10月 1日	星宮村の一部と合併	〃	

旧大里町

年　月　日	変　　遷		備　　考
昭和30年 1月 1日	市田村と吉見村が合併	大里村	
平成14年 4月 1日		大里町	町制施行

旧妻沼町

年　月　日	変　　遷		備　　考
大正 2年 4月 1日	妻沼村と弥藤吾村が合併	妻沼町	町制施行
昭和30年 1月 1日	男沼村・太田村・長井村・秦村と合併	〃	

旧江南町

年　月　日	変　　遷		備　　考
昭和30年 1月 1日	御正村と小原村が合併	江南村	
昭和60年11月 1日		江南町	町制施行

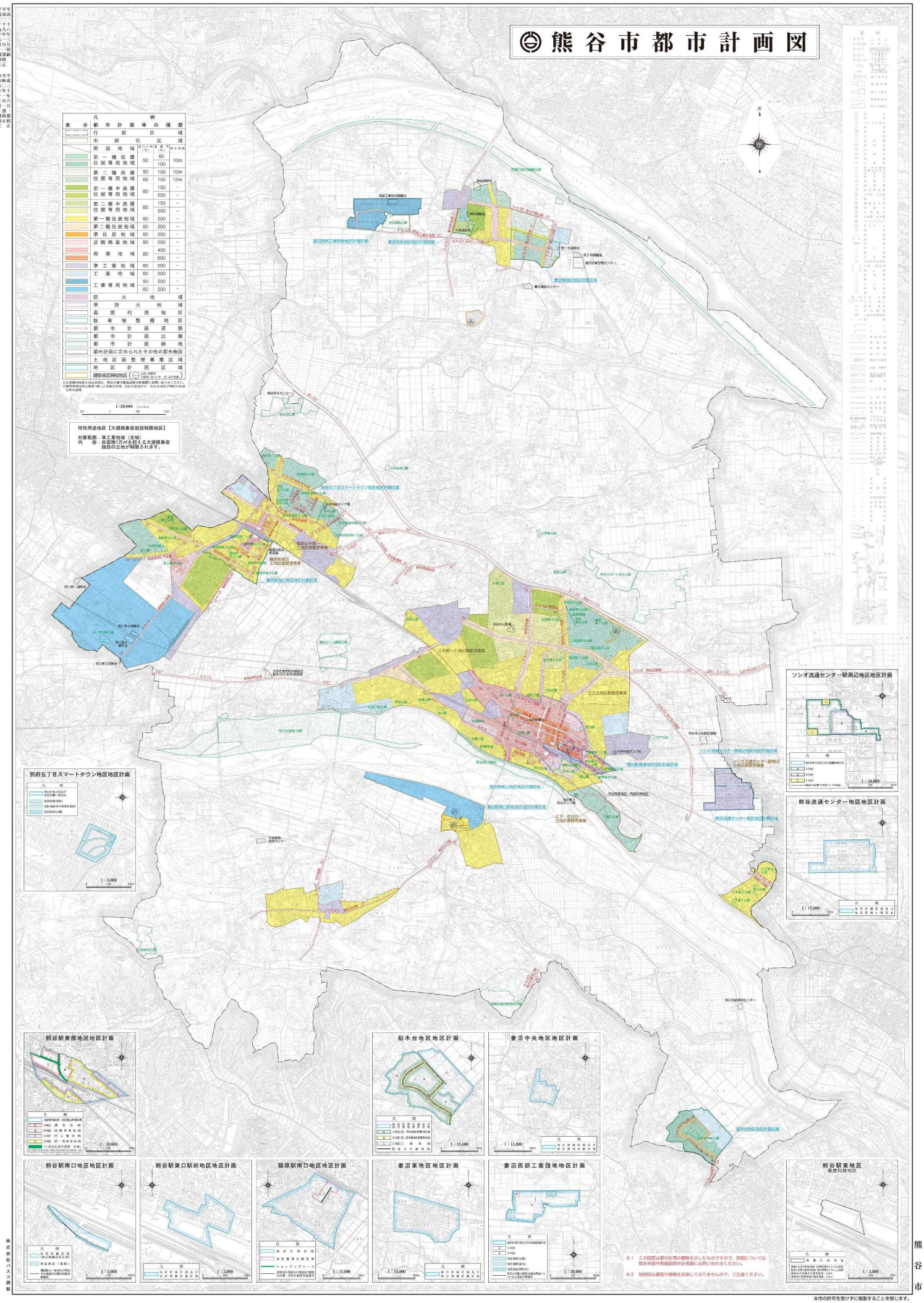

熊谷市都市計画図
凡例
表示 都市計画等の種類
行政区域
市街化区域
用途地域
第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域
第二種住居地域
準住居地域
近隣商業地域
商業地域
準工業地域
工業地域
工業専用地域
防火地域
準防火地域
高度利用地区
駐車場整備地区
都市計画道路
都市計画公園
都市計画緑地
都市計画に定められたその他の都市施設
土地区画整理事業区域
地区計画区域
建築協定締結地区
1:20,000
特別用途地区【大規模集客施設制限地区】
対象範囲：準工業地域（全域）
内　容：床面積1万㎡を超える大規模集客施設の立地が制限されます。
別府五丁目スマートタウン地区地区計画
1:5,000
ソシオ流通センター駅周辺地区地区計画
1:10,000
熊谷流通センター地区地区計画
1:15,000
熊谷駅東部地区地区計画
1:10,000
船木台地区地区計画
1:15,000
妻沼中央地区地区計画
1:15,000
熊谷駅南口地区地区計画
1:5,000
熊谷駅東口駅前地区地区計画
1:5,000
籠原駅南口地区地区計画
1:15,000
妻沼東地区地区計画
1:15,000
妻沼西部工業団地地区計画
1:20,000
熊谷駅東地区
高度利用地区
1:5,000
※1　この図面は都市計画の概略を示したものですので、詳細については熊谷市都市整備部都市計画課にお問い合わせください。
※2　地形図は最新の情報を反映しておりませんので、ご注意ください。
株式会社パスコ調製
熊谷市
本市の許可を受けずに複製することを禁じます。

■各地区計画の内容



名　称			熊谷駅南口地区地区計画
位　置			熊谷市桜木町一丁目の一部
面　積			約　１．２ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標		熊谷駅南口地区は、上越新幹線の停車、駅南北自由通路の開設及び駅南口交通広場等の整備により、新たな商業・業務施設の集積が見込まれる地区である。 そこで、健全な商業・業務地の育成と良好な商業環境の保全に努め、魅力ある都市空間の創造を図ることを目標とする。
	土地利用の方針		本地区は、熊谷駅正面口との機能分担と相乗効果を見込み、商業・業務施設の集積を図り、良好かつ魅力的な商業環境を形成、保全する。
	地区施設の整備方針		（道路） 地区内道路を計画的に整備し、利便性及び安全性の向上を図るとともに、ゆとりある都市空間を創造する。
	建築物等の整備方針		健全な商業環境及び良好な都市景観を創出するため、用途の混在化や建築物の過密化等による環境悪化を防止し、駅前にふさわしい形態、意匠を整えた建築物等を誘導する。 なお、地区内道路（駅前交通広場を含む）に接する建築物のうち、道路に面する１階部分の壁面はショーウインドウ、又は、透視可能なシャッター構造に努める。
地区整備計画	地区施設の配置及び規模		（道路） 幅員７ｍ　２本　　延長　約２４９ｍ
	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	１　次に掲げる建築物は建築してはならない。 （1）まあじゃん屋、ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの （2）キャバレーその他これに類するもの （3）店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物 ２　計画図に表示する道路に接する敷地にある建築物の１階部分のうち当該道路に面する部分は、次の各号に掲げる建築物の用途に供してはならない。 （1）住宅（共同住宅、寄宿舎又は下宿を含む） （2）工場（建築基準法施行令＜昭和２５年政令第３３８号＞第１３０条の６に規定するものを除く。） （3）倉庫業を営む倉庫
		敷地面積の最低限度	４００㎡
		壁面の位置の制限	計画図に表示する道路（駅前交通広場を含む）に接する敷地にある建築物の壁若しくはこれに代わる柱の面から道路境界までの距離は０.５メートル以上でなければならない。
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等の外壁の色彩は、白色系若しくは茶色系を基調とし、駅前にふさわしい色合いのものとする。
区域及び地区整備計画は計画図表示のとおり			

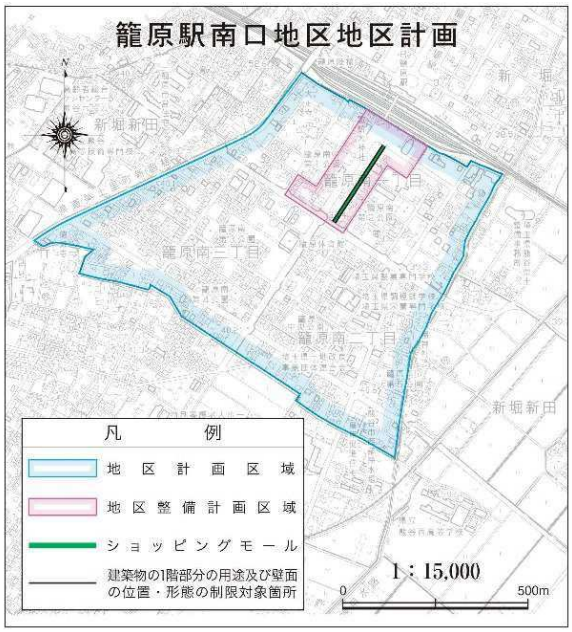

名　称			籠原駅南口地区地区計画
位　置			熊谷市籠原南一丁目、籠原南二丁目及び籠原南三丁目の全部
面　積			約　５９．６ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標		当地区は、籠原駅南口を中心とした籠原中央第二土地区画整理事業地区であり、市の総合振興計画により熊谷市の副都心地区に位置づけられ、土地区画整理事業により、道路・公園・駅前広場等の公共施設の整備が行われた。 このため、地区計画の設定により、建築物等の計画的な規制・誘導を図り、駅前にふさわしい商業・業務地の形成を目指すとともに、調和のとれた快適で良好な住宅地の形成を図る。
	土地利用の方針		１　商業街区については、計画図に表示する駅前広場から南に幅員８ｍの歩行者専用道路（以下「ショッピングモール」という。）を設置し、駅前にふさわしい魅力のある商業・業務施設の誘導を図る。 ２　１以外の土地利用については、ゆとりのある快適で良好な住宅地の整備を促進する。
	地区施設の整備方針		道路、公園、駅前広場については、土地区画整理事業により整備されたので、これらの機能・環境が損なわれないよう維持・保全を図る。
	建築物等の整備方針		健全で魅力のある商業環境を創出するため、建築物等の用途制限を行うとともに、建築物の過密化を防止するため、敷地面積の最低限度を定める。 また、周辺環境との調和を図り、美しいまちなみを整備するため、建築物等の壁面の位置及び形態又は意匠の制限を行う。
地区整備計画	位　置		熊谷市籠原南一丁目、籠原南二丁目及び籠原南三丁目の各一部
	面　積		約　５．０ha
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	１　次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第１項に規定する『風俗営業』のうち第１号から第３号までに該当する建築物又は同条第６項に規定する『店舗型性風俗特殊営業』の用途に供する建築物 (2) ナイトクラブその他これらに類するもの (3) 工場（食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が５０㎡以内のもの及び、原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が０．７５kW 以下のものを除く。） (4) 倉庫業を営む倉庫 ２　ショッピングモールに接する敷地にある建築物等の１階部分のうち当該モールに面する部分は、住宅（共同住宅、寄宿舎又は下宿を含む。）の用途に供してはならない。
		敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積の最低限度は、２００㎡とする。ただし、本地区計画策定時に当該規定に適合しない土地について、その全部を一つの敷地として使用する場合には、適用しないものとする。
		壁面の位置の制限	ショッピングモールに接する敷地にある建築物等の当該モールに面する１階部分の壁面若しくはこれに代わる柱の面から道路境界までの距離は、1m 以上でなければならない。
		建築物等の形態又は意匠の制限	１　ショッピングモールに接する敷地にある建築物等の１階部分のうち当該モールに面する部分の壁面は、ショーウインドウ又は透視可能なシャッター構造にする。 ２　建築物等の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、周辺の地域と調和のとれた落ち着きのあるものとする。
区域及び地区整備計画は計画図表示のとおり			

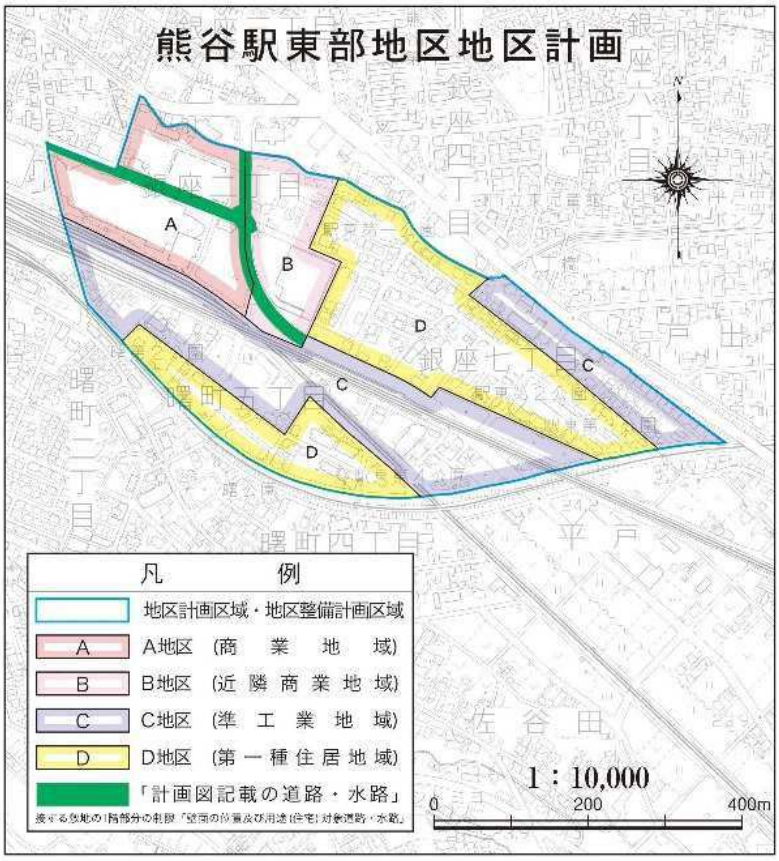

名　称		熊谷駅東部地区地区計画
位　置		熊谷市銀座二丁目の一部、銀座七丁目及び曙町五丁目の全部
面　積		約　２３．６ha
区域の整備・開発又は保全に関する方針	地区計画の目標	当地区は、熊谷駅を中心とする市街地の東端に位置する熊谷駅東部土地区画整理事業地区であり、市の総合振興計画により、都心ゾーンに位置付けられ、現在、区画整理事業の推進により、道路・公園等の公共施設整備が行われた。 このため、地区計画の設定により、建築物等の計画的な規制・誘導を図り、中心市街地にふさわしい商業・業務地と、調和のとれた快適で良好な住宅地の形成を目指すとともに、秩序ある土地利用を誘導することを主要な目標とする。
	土地利用の方針	商業系街区については、計画図に表示する道路を中心として中心市街地にふさわしい魅力のある商業・業務施設の誘導を図る。 住宅系街区については緑化の推進に努め、ゆとりのある快適で良好な住宅地の整備を促進する。
	地区施設の整備の方針	道路・公園等については、土地区画整理事業により整備されたので、これらの機能・環境が損なわれないよう維持・保全を図る。
	建築物等の整備の方針	健全で魅力ある商業環境、居住環境を創出するため、建築物等の用途制限を行うとともに、建築物の過密化を防止するため、敷地面積の最低限度を定める。 また、周辺環境との調和を図り、美しいまちなみを整備するため、建築物等の壁面の位置及び形態又は意匠の制限等を行う。

<table>
<tr><td rowspan="12">地区整備計画</td><td colspan="2" rowspan="2">地区の区分</td><td>区分の名称</td><td>A 地 区
(商業地域)</td><td>B 地 区
(近隣商業地域)</td><td>C 地 区
(準工業地域)</td><td>D 地 区
(第一種住居地域)</td></tr>
<tr><td>区分の面積</td><td>約 3．9ha</td><td>約 2．3ha</td><td>約 8．7ha</td><td>約 8．7ha</td></tr>
<tr><td rowspan="10">建築物等に関する事項</td><td rowspan="3">建築物等の用途の制限</td><td colspan="4">1　次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</td></tr>
<tr><td>(1)キャバレー、料理店その他これらに類するもの
(2)ナイトクラブその他これらに類するもの
(3)自動車教習所
(4)個室付浴場業に係る公衆浴場その他これらに類するもの
(5)倉庫業を営むための倉庫
(6)畜舎（15 ㎡を越えるもの）</td><td>(1)麻雀屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所その他これらに類するもの
(2)ナイトクラブその他これらに類するもの
(3)自動車教習所
(4)倉庫業を営むための倉庫
(5) 畜舎（15 ㎡を越えるもの）</td><td>(1)店舗・事務所等（床面積が 3,000 ㎡を越えるもの）
(2)ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等
(3)麻雀屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所その他これらに類するもの
(4)キャバレー、料理店その他これらに類するもの
(5)ナイトクラブその他これらに類するもの
(6)自動車教習所
(7)畜舎（15 ㎡を越えるもの）</td><td>(1)ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等
(2)自動車教習所
(3) 畜舎（15 ㎡を越えるもの）</td></tr>
<tr><td colspan="2">2　計画図記載の道路・水路に接する敷地にある建築物等の１階部分のうち、当該道路・水路に面する部分は、住宅（共同住宅、寄宿舎又は下宿を含む）の用に供してはならない。</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>建築物の敷地面積の最低限度</td><td colspan="2">２００㎡ (※)</td><td colspan="2">１５０㎡ (※)</td></tr>
<tr><td>壁面の位置の制限</td><td colspan="2">計画図記載の道路・水路に接する敷地にある建築物等の１階部分の壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線（水路境界線を含む）までの距離は、１．０ｍ以上でなければならない。</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>建築物等の形態又は意匠の制限</td><td colspan="4">建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、周辺の地域と調和の取れた落ち着きのあるものとする。</td></tr>
<tr><td>垣又はさくの構造の制限</td><td colspan="2">－</td><td colspan="2">道路に面する部分に垣又はさくを設ける場合は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。
但し、門扉及び門柱部分は除く。
(1) 生垣
(2) 透視可能な部分を有するさく又は塀で、高さ１．８ｍ以下のもの。
(3) 道路側に幅０．６ｍ 以上の植栽帯を設けたさく又は塀で、高さ１．８ｍ以下のもの。</td></tr>
<tr><td colspan="6">区域及び地区整備計画は計画図表示のとおり</td></tr>
</table>

※建築物の敷地面積の最低限度は、土地区画整理事業による換地処分が行われた時点で当該規定に適合しない土地については、その全部を一つの敷地として使用する限りにおいては適用しないものとする。

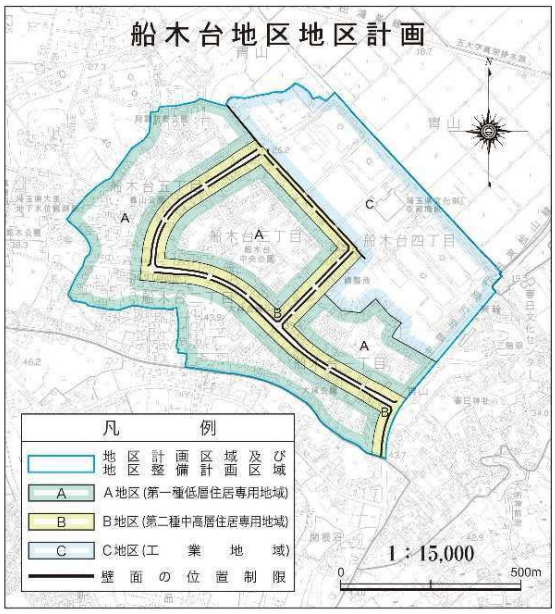

名　称			船木台地区地区計画		
位　置			熊谷市船木台一丁目、船木台二丁目、船木台三丁目、船木台四丁目及び船木台五丁目の全部		
面　積			約　６９．２ha		
区域の整備・開発又は保全に関する方針	地区計画の目標		本地区は、旧大里町の南部に位置し組合施行による大里村南部土地区画整理事業施行区域である。 この土地区画整理事業による基盤整備の効果が、その後の無秩序な建築行為等により損なわれることのないよう地区計画を策定し良好な居住空間の創出を誘導し質の高い市街地の形成を図る。		
	土地利用の方針		Ａ地区は、戸建て低層住宅地として整備する。 Ｂ地区は、低層住宅地との調和を図りながら、中規模な店舗等の立地を誘導し住宅地として有効利用を図る。 Ｃ地区は、隣接する住宅地との調和を図りながら、先端企業の立地を誘導する。		
	地区施設の整備の方針		土地区画整理事業により整備される道路公園等については、その機能が損なわれることのないよう維持管理に努める。		
	建築物等の整備の方針		地区の目標を実現し、本地区に相応しい景観を保持していくために建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度及び垣又はさくの構造の制限を行う。		
地区整備計画	地区の区分	区分の名称	Ａ地区 (第一種低層住居専用地域)	Ｂ地区 (第二種中高層住居専用地域)	Ｃ地区 (工業地域)
		区分の面積	約　３４．５ha	約　１０．７ha	約　２４．０ha
	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	―	―	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. ボーリング場、スケート場、水泳場等 2. マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所 3. カラオケボックス 4. 倉庫業を営む倉庫
		建築物の敷地面積の最低限度	１５０㎡		―
		壁面の位置の制限	―	建築物の外壁若しくは、これに代わる柱、又は建築物に付属する敷地地盤面からの高さが２ｍを超える門の面から計画図に示す道路の境界線までの距離は１ｍ以上とする。	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から計画図に示す道路の境界線までの距離は３ｍ以上とする。
		建築物の高さの最高制限	―	１０ｍ	―
		垣又はさくの構造の制限	道路境界及び隣地境界側に設ける垣又はさくの構造は次の各号に掲げるものとする。 但し、門柱、門扉及び擁壁についてはこの限りではない。 (1) 生け垣 (2) 敷地地盤面から１．５ｍ以下の鉄柵、金網等で可視可能なフェンス。 (3) 基礎を構築する場合は、基礎の高さは設置する敷地地盤面から６０cm以下とする。		道路側に幅１ｍ以上の植栽帯を設けなければならない。 但し、門柱及び門扉は除く。
区域及び地区整備計画は計画図表示のとおり					



名　称			妻沼東地区地区計画
位　置			熊谷市妻沼東一丁目、妻沼東二丁目、妻沼東三丁目、妻沼東四丁目及び妻沼東五丁目の全部
面　積			約４１．１ha
区域の整備・開発又は保全に関する方針	地区計画の目標		本区域は、旧妻沼町施行の妻沼東土地区画整理事業地であり、西側に緑道、北側に主要地方道羽生・妻沼線が接し、旧町中心市街地より東南約０．５km の位置にある。 区画整理事業による基盤整備の効果や良好な住宅地及び工業地としての環境が損なわれることのないよう市街地形成を誘導し、併せて居住環境の保全及び工業の利便の増進を図るものとする。
	土地利用の方針		本区域は、住宅の低密度利用を図るべき街区を主体とする。ただし、区域東端は工業地域とし、都市計画道路年代八ッ口線沿線としての地域にふさわしい施設を誘導し、低層住宅地の環境保全を図るものとする。
	地区施設の整備の方針		土地区画整理事業により計画的に整備された道路、公園等の機能、環境が損なわれないよう維持保全を図るものとする。
	建築物等の整備の方針		居住環境の悪化を防ぐため、敷地面積の最低限度、建築物等の意匠制限を行う。
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	１６０㎡ ただし、地区計画策定時に当該規定に適合しない土地について、その全部を一つの敷地として使用する場合は、適用しないものとする。
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等の壁面、屋外広告物は、周辺地域との調和を図るため、刺激的な色彩又は装飾を用いないものとする。
区域及び地区整備計画は計画図表示のとおり			

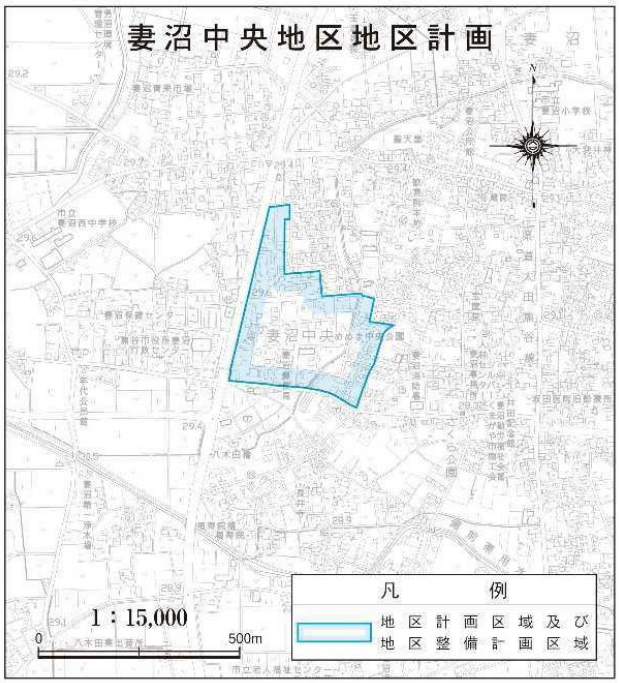

名　　称			妻沼中央地区地区計画
位　　置			熊谷市妻沼中央の全部
面　　積			約 ９．８ha
区域の整備・開発又は保全に関する方針	地区計画の目標		本区域は、組合施行の妻沼中央土地区画整理事業地であり、西側に国道４０７号が接し、旧妻沼町中心市街地より西に約０．７km の位置にある。 区画整理事業による基盤整備の効果や良好な住宅地としての環境が損なわれることのないよう市街地形成を誘導し、併せて居住環境の保全を図るものとする。
	土地利用の方針		本区域は、住宅の高密度利用を図るべき街区を主体とする。ただし、区域北端は隣接する既存の住宅団地との一体的な住環境の保全を図るため低層住宅地とし、国道４０７号沿線は沿道としての地域にふさわしい施設の誘導を図るものとする。
	地区施設の整備の方針		土地区画整理事業により計画的に整備された道路、公園等の機能、環境が損なわれないよう維持保全を図るものとする。
	建築物等の整備の方針		居住環境の悪化を防ぐため、敷地面積の最低限度、建築物等の意匠制限を行う。
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	１　次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 （１）ナイトクラブその他これらに類するもの
		建築物の敷地面積の最低限度	１６０㎡
			ただし、地区計画策定時に当該規定に適合しない土地について、その全部を一つの敷地として使用する場合は、適用しないものとする。
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等の壁面、屋外広告物は、周辺地域との調和を図るため、刺激的な色彩又は装飾を用いないものとする。
区域及び地区整備計画は計画図表示のとおり			



名　　称			熊谷駅東口駅前地区地区計画
位　　置			熊谷市筑波三丁目及び銀座二丁目の各一部
面　　積			約　３．８ha
地区計画の目標			本地区は、熊谷駅東口駅前広場及び、都市計画道路熊谷駅東口線を含んだ地区であり、熊谷駅東口の開設にともない、今後、土地利用の転換が活発化することが見込まれる。このため、地区計画により、建築物等の計画的な規制・誘導を図り、中心市街地にふさわしい商業・業務地の形成を目指すとともに、秩序ある土地利用を誘導することを主要な目標とする。
区域の整備、開発及び保全に関する方針			良好な商業・業務環境を形成するため、建築物等の用途の制限を定める。また、駅前にふさわしい風景を育むため、建築物等の形態又は意匠の制限を定める。
土地利用に関する方針			中心市街地にふさわしい魅力のある商業・業務施設の誘導を図る。
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 （１）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第１項第１号から第３号までに掲げる「風俗営業」、同条第６項各号に掲げる「店舗型性風俗特殊営業」、及び同条第９項に規定する「店舗型電話異性紹介営業」の用途に供する建築物 （２）ナイトクラブその他これらに類するもの
		建築物等の形態又は意匠の制限	１．建築物の屋根、外壁又はこれに代わる柱の色彩は、周辺環境に配慮し、魅力ある雰囲気を形成する色調とする。 ２．屋外広告物は、都市景観に十分配慮しなければならない。
区域及び地区整備計画は計画図表示のとおり			

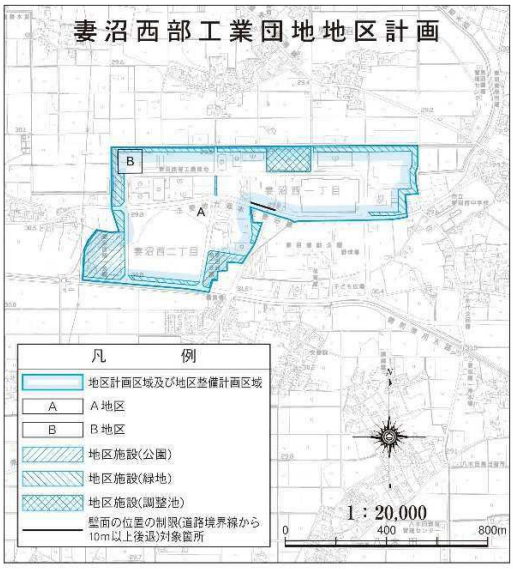

名　　称				妻沼西部工業団地地区計画	
位　　置				熊谷市妻沼西一丁目、妻沼西二丁目及び飯塚字北悪戸の全部並びに弥藤吾字悪戸、男沼字伊勢、観音及び風張、永井太田字沼の上並びに飯塚字中悪戸北の各一部	
面　　積				約４９．９ha	
地区計画の目標				本地区は旧妻沼町の市街地西方約2kmに位置し、ＪＲ熊谷駅から北へ約１０kmの地点にあり、埼玉県企業局の施工により工業団地が整備されている。 そこで、地区計画の策定により、工業団地としての基盤整備の効果を維持し、良好な工業団地の環境の創出と保全を図るとともに、地区内の敷地の細分化による建築物の過密化等の工業環境の悪化を防止することにより、適正かつ合理的な土地利用を図り、良好な都市の生産環境を形成し、保持することを目標とする。	
区域の整備、開発及び保全に関する方針				本地区は既に、道路、公園、緑地、調整池が整備されており、今後ともこれらの機能が損なわれないように維持、保全を図る。 また、周辺地域への影響を考慮した良好な工業生産環境の創出と保持を図るため、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、また景観からの配慮による壁面の位置の制限、建築物の形態又は意匠の制限、垣又はさくの構造の制限を定める。	
土地利用に関する方針				土地利用については、生産活動及び周辺に及ぼす影響を考慮し、適正かつ合理的な土地利用を図る。 また、緑化を推進し良好な地区環境の形成を保持するために、公共緑地及び緩衝緑地を十分に確保し、自然と調和のとれた工業地の形成を図る。	
地区整備計画	地区施設の配置及び規模			公園２箇所　　約３．８ha、緑地９箇所　約４．１ha、調整池１箇所　　約１．７ha	
	建築物等に関する事項	地区区分	地区の名称	A地区（工業専用地域）	B地区（工業専用地域）
			地区の面積	約４９．０ha	約０．９ha
		建築物の用途の制限		次に掲げる建築物は、建築してはならない。	
				1　次に掲げる事業を営む工場 (1) 肥料の製造 (2) 製革、にかわの製造又は毛皮若しくは骨の精製 (3) アスファルトの精製 (4) アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸留産物又は、その残りかすを原料とする製造 (5) セメント、石膏、消石炭、生石炭又はカーバイドの製造 (6) レディミクストコンクリートの製造 (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を要するもの	1　次に掲げる事業を営む工場 (1) 肥料の製造 (2) 製革、にかわの製造又は毛皮若しくは骨の精製 (3) アスファルトの精製 (4) アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸留産物又は、その残りかすを原料とする製造 (5) セメント、石膏、消石炭、生石炭又はカーバイドの製造 (6) レディミクストコンクリートの製造
		建築物の敷地面積の最低限度		３，０００㎡	８，０００㎡
		壁面の位置の制限		1　計画図に示した部分については、建築物の壁若しくはこれに代わる柱は、地盤面下の部分を除き、道路境界線から１０m以上離さなければならない。 2　上記以外については、建築物の壁若しくはこれに代わる柱は、地盤面下の部分を除き、道路境界線から４m以上、隣地境界線及び緩衝緑地境界線から２m以上離さなければならない。 ただし、延べ面積が１０㎡以内の小規模な付属建築物又は、防災上必要な建築物についてはこの限りではない。	
		工作物の設置の制限		壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域のうち、道路に面する部分は道路境界線から２．５mを緑化帯とする。 ただし、門柱、門扉又は安全、保安上やむを得ないものを除く。	
		建築物の形態又は意匠の制限		建築物等の壁面、屋外広告物の意匠又は色彩は、周辺の環境に調和したのもとする。	
		垣又はさくの構造の制限		1　道路及び隣地の境界に面して設置する垣又はさくの構造については、景観を損なわないよう生垣又は透視可能なフェンス等とする。 ただし、門柱、門扉又は安全、保安上やむを得ないものを除く。 2　上記垣又はさくの高さは道路から２m以下とし、基礎の高さは敷地地盤面から０．６m以下とする。	



名　　称		別府五丁目スマートタウン地区地区計画
位　　置		熊谷市別府五丁目の一部
面　　積		約１．９ha
地区計画の目標		本地区は、JR高崎線の主要な始発駅である籠原駅から北東方向約1.2㎞に位置し、周辺一体は低層住宅を主体とした住宅地である。 本地区は、計画段階から再生可能エネルギーを中心とした省エネと創エネに取り組むまちを目指している。また、緑豊かな街並みは、住民に誇りと愛着をもたらし良好なコミュニティの形成が期待でき、良好なコミュニティは防犯上においても住民に安心をもたらすことから、本地区では、周辺地域の自然環境と連携した緑のネットワークを形成し、緑豊かな景観と良好な住環境を有するゆとりのある住宅地の形成と保全を目指すものである。
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	周辺環境と調和した良好な住環境を目指す。そのため、積極的な敷地内緑化の推進と緑豊かな公園を設置することにより、周辺地域と連携した緑のネットワークの形成を図る。
	地区施設の整備方針	本地区内及び周辺の地域住民の安全性を確保するため、開発行為により整備された道路及び歩行者専用道路を地区施設に定める。 また、地区内の良好な環境を保全及び形成するため、公園についても地区施設に定める。
	建築物等の整備方針	良好な住環境を維持していくため、建築物等の用途の制限を行うとともに、ゆとりあるまちなみの形成を図るため、敷地面積の最低限度及び壁面の位置の制限を行う。また、周辺環境との調和を図り、美しい景観を保持していくため、建築物等の形態及び意匠の制限を行う。
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道　路　　幅員　６ｍ　５本 歩行者専用道路　幅員　４ｍ　１本 公　園　　１箇所　１，１７４㎡
	建築物等に関する事項 建築物等の用途制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 １.住宅のうち、住戸の数が３戸以上の長屋 ２.兼用住宅のうち、以下の用途を兼ねるもの (1)日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店 (2)理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 (3)洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗 (4)自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの ３.共同住宅、寄宿舎又は下宿 ４.学校、図書館その他これらに類するもの（公民館・集会所は除く） ５.神社、寺院、教会その他これらに類するもの ６.老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの ７.公衆浴場 ８.診療所
	建築物等に関する事項 建築物の敷地面積の最低限度	１６５㎡ ※ただし、住民の用に供する公民館・集会所および公共施設は除外する。
	建築物等に関する事項 壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は次のとおりとする。 １.道路境界線までの距離は０．８ｍ以上とする。ただし、外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が３．０ｍ以下の出窓等の部分までの距離は０．５ｍ以上とする。 ２.隣地境界線までの距離は０．８ｍ以上とする。
	建築物等に関する事項 建築物等の形態又はその他の意匠制限	建築物の形態及び意匠の制限は次のとおりとする。 １.建築物の形態及び意匠は、周辺の街並みとの調和を図るものとする。 ２.屋外広告物及び看板の意匠は、周辺の街並みとの調和を図るものとする。



名　　称		熊谷流通センター地区地区計画
位　　置		熊谷市問屋町一丁目から四丁目の全部、佐谷田字山神及び太井字地田及び字稲荷塚の各一部
面　　積		約３２．２ha
地区計画の目標		本地区は、熊谷駅から東に約３．４ｋｍ、国道17号バイパス持田I.C.から南西に約１ｋｍに位置し、昭和48年度～昭和50年度に店舗等集団化事業（中小企業事業団法）により、卸商業団地として整備された地区である。本市における産業拠点の一つとして位置づけられている。 そのため、地区計画の策定により建築物等の規制・誘導を行い、流通業務系市街地として機能の充実を図るとともに、良好な事業環境を維持、保全することを目標とする。
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	流通業務用地とし、建て替え等により機能の高度化や更新を図る。物流関連の変化に対応し、多様な業種の集積を目指す。
	地区施設の整備方針	店舗等集団化事業により整備された道路及び緑地の維持・保全を図る。
	建築物等の整備方針	良好な市街地環境の維持・保全を図るため、建築物等の用途の制限、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は色彩その他意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限を行う。

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途制限	次に掲げる建築物等は建築してはならない。 (1) 住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿 (2) 兼用住宅 (3) 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を含む)、図書館その他これらに類するもの (4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (5) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (6) 病院 (7) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (8) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの (9) ホテル又は旅館 (10) 自動車教習所 (11) 床面積が１５㎡を超える畜舎 (12) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (13) カラオケボックスその他これに類するもの (14) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (15) 店舗、飲食店、展示所、遊技場で政令に定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が１０，０００㎡を超えるもの (16) キャバレー、料理店その他これらに類するもの (17) ナイトクラブその他これらに類するもの (18) 建築基準法別表第二（ぬ）第三号に掲げる工場 (19) 建築基準法別表第二（ぬ）第四号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの (20) 専ら冠婚葬祭の用に供するもの (21) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第２条に規定する建築物（付属施設を含む） (22) 熊谷市ペット霊園の設置の許可等に関する条例（平成 22 年条例第 24 号）第２条に規定するペット霊園
		建築物の敷地面積の最低限度	５００㎡ ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。 (1) 公衆電話所、バス待合所、公衆トイレ、巡査派出所その他公益上必要な施設、郵便局、給油施設。 (2) 本地区計画の都市計画決定告示日以前から、現に建築物の敷地として使用されている土地で当該規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用するもの。
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離の最低限度は、次のいずれかとする。 ただし、隅切り部分を除く。 (1) 道路境界線から１ｍ (2) 隣地境界線から０．５ｍ
		建築物等の形態又はその他の意匠制限	(1) 建築物等の壁面は原色等を避け、周辺地域との調和を図ったものとする。 (2) 屋外広告物についても色彩に配慮し、設置にあたっては総合的な都市美観及び周囲の環境に調和するよう特に留意する。
		垣又はさくの構造の制限	道路に面する部分に垣またはさくを設ける場合は、次のいずれかとする。 (1) 生垣 (2) 透視可能なフェンス等で高さが１．８ｍ以下のもの (3) 基礎を設ける場合は、基礎の高さは設置する敷地地盤面から０．６ｍ以下とする。



名　　称		ソシオ流通センター駅周辺地区地区計画			
位　　置		熊谷市佐谷田及び太井の一部			
面　　積		約 14.0ha			
地区計画の目標		本地区は、熊谷駅から東約 3.4 ㎞に位置し、ソシオ流通センター駅を中心に秩父鉄道南側に隣接した地区である。地区の大半は既に工業、商業及び住居系が混在する都市的土地利用が行われ、既成市街地を形成している。 また、本地区は、熊谷市都市計画マスタープラン（令和 4 年）で東部重点産業拠点に位置づけられており、新たな産業用地の創出や既存施設の機能更新を推進する方針が示されていることから、土地区画整理事業による基盤整備に加え、地区計画により、建築物等の規制・誘導を行う事で、良好な市街地環境の形成、維持、保全を図ると共に安心・安全な地域づくりを目標とする。			
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用に関する基本方針	本地区は、産業振興をけん引する東部重点産業拠点を形成するため、地区を区分し、次の方針に基づき誘導する。 【Ａ地区】既存施設の建替えや流通業務系の施設を中心とした土地利用の誘導を図る。 【Ｂ地区】比較的規模の大きな流通業務系の施設を中心とした土地利用の誘導を図る。 【Ｃ地区】小規模な店舗、施設等の立地に配慮した土地利用の誘導を図る。			
	地区施設の整備の方針	土地区画整理事業により、計画的に整備された道路、水路、公園などの機能、環境が損なわれないよう維持・保全を図るものとする。			
	建築物等の整備の方針	良好な市街地環境の維持・保全を図るため、建築物等の用途の制限、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限を行う。			
	その他の当該地区の整備・開発及び保全に関する方針	雨水は可能な限り敷地内処理（浸透処理等）を基本とし、地区内及び下流への排水機能の負担を軽減させるよう努める。			
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	種類	名称	幅員又は面積	延長
		道路	区画道路１号線	6.0m	約50m
			区画道路２号線	6.0m	約270m
			区画道路３号線	6.0m	約80m
			区画道路４号線	12.0m	約210m
			区画道路５号線	8.0m	約180m
		公園	公園	1,200㎡	
		その他の公共空地	水路	2.9m	約160m

<table>
<tr><td rowspan="6">地区整備計画</td><td rowspan="6">建築物等に関する事項</td><td rowspan="2">地区の区分</td><td>区分の名称</td><td>A地区
（準工業地域）</td><td>B地区
（準工業地域）</td><td>C地区
（準工業地域）</td></tr>
<tr><td>区分の面積</td><td>約9.4ha</td><td>約3.9ha</td><td>約0.7ha</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物等の用途の制限</td><td colspan="3">次に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日時点において現に存する建築物については、建築基準法施行令第137条の7の規定を適用する。
（1）学校（専修学校及び各種学校を含む）、図書館その他これらに類するもの
（2）神社、寺院、教会その他これらに類するもの
（3）老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
（4）病院、診療所
（5）老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの
（6）ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの
（7）自動車教習所
（8）床面積が15㎡を超える畜舎
（9）遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場内車券売場及び勝舟投票券発売所
(10)カラオケボックスその他これに類するもの
(11)劇場、映画館、演芸場又は観覧場
(12)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号に掲げる「風俗営業」、同条第6項各号に掲げる「店舗型性風俗特殊営業」及び同条第9項に規定する「店舗型電話異性紹介営業」の用途に供する建築物
(13)ナイトクラブその他これに類するもの
(14)専ら冠婚葬祭の用に供するもの
(15)墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条に規定する建築物（付属施設を含む）
(16)熊谷市ペット霊園の設置の許可等に関する条例（平成22年条例第24号）第2条に規定するペット霊園
(17)廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を要するもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">(18)住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿
(19)店舗、飲食店でその用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの
(20)倉庫業を営まない倉庫（ただし、事業の用に供する目的で保管する倉庫、及びコンテナボックスで当該事業用地内に設置するものは除く）
(21)建築基準法別表第二（ぬ）第三号に掲げる工場
(22)建築基準法別表第二（ぬ）第四号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの</td><td>(18)共同住宅、寄宿舎、下宿
(19)物品販売業を営む店舗、飲食店（それらの用途に供する部分の面積が150㎡以内のものを除く。）
(20)倉庫、自動車車庫（ただし、住宅、店舗、飲食店に付属するものは除く）
(21)建築基準法別表第二（と）第二号、第三号に掲げる工場
(22)建築基準法別表第二（と）第四号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの</td></tr>
<tr><td rowspan="3">建築物の敷地面積の最低限度</td><td colspan="2">2,000㎡</td><td>7,000㎡</td><td>150㎡</td></tr>
<tr><td colspan="3">但し、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。
(1)土地区画整理事業による換地処分の公告があった日の翌日時点で当該規定に適合しない土地については、その全部を一の敷地として使用する場合。
(2)公衆電話所、バス待合所、郵便局、給油施設、その他公益上必要な施設。</td></tr>
<tr><td colspan="3">(3)物品販売業を営む店舗又は飲食店の用途に供する建築物の敷地として使用するもの</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="4">地区整備計画</td><td rowspan="4">建築物等に関する事項</td><td rowspan="2">地区の区分</td><td>区分の名称</td><td>A地区
（準工業地域）</td><td>B地区
（準工業地域）</td><td>C地区
（準工業地域）</td></tr>
<tr><td>区分の面積</td><td>約 9.4ha</td><td>約 3.9ha</td><td>約 0.7ha</td></tr>
<tr><td colspan="2">壁面の位置の制限</td><td colspan="2">建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離の最低限度は、次のいずれかとする。但し、隅切り部分を除く。
(1)道路境界線から 4m
(2)隣地境界線から 2m

※道路境界線及び C 地区に面する部分については、敷地境界線から3mを緑化帯とする。ただし、この距離の限度に満たない距離にある守衛所、その他これらに類する安全上、保安上やむを得ないもの、出入口部分についてはこの限りではない。</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限</td><td colspan="3">(1)建築物等の壁面は原色等を避け、周辺地域との調和を図ったものとする。
(2)屋外広告物についても色彩に配慮し、設置にあたっては総合的な都市美観及び周囲の環境に調和するよう特に留意する。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">垣又はさくの構造の制限</td><td colspan="3">道路に面する部分に垣又はさくを設ける場合は、次のいずれかとする。
(1)生垣
(2)透視可能なフェンス等で高さが敷地地盤面から2.2m以下のもの
※基礎を設ける場合は、基礎の高さは設置する敷地地盤面から0.6m以下とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>(3)塀で高さが敷地地盤面から1.8m以下のもの</td></tr>
</table>

■ 都市計画道路一覧

	番 号	路 線 名	幅 員 (m)	車線数	延長 (km)	整備延長 (km)	当初決定	最終変更	道路種別
1	3･2･1	市役所通線	18～36	2 車線	1.08	1.08	S21.10. 5	H20.11.28	市道
2	3･4･2	熊谷駅通線	18	2 車線	0.52	0.52	〃	H20.11.28	県道
3	3･4･3	北大通線	18	2 車線	2.41	2.41	〃	H20.11.28	市道
4	3･3･4	熊谷谷郷線	25	4 車線	2.66	0.50	〃	H20.11.28	県道
5	3･3･6	仲仙道	21～28	4 車線	2.87	2.63	〃	H20.11.28	国道
6	3･3･7	星川通線	16～22	2 車線	1.37	1.37	〃	H20.11.28	市道
7	3･6･8	荒川通線	11～16	2 車線	5.32	5.32	S29. 8.26	H20.11.28	市道
8	3･5･9	南駅通線	12～15	2 車線	0.70	0.70	〃	H20.11.28	市道
9	3･4･10	桜町大橋線	18	2 車線	1.25	1.25	S21.10. 5	H20.11.28	国･県道
10	3･3･11	熊谷太田線	22	4 車線	2.00	0.97	〃	H20.11.28	県道
11	3･3･13	新甲府熊谷線	20～23.5	4 車線	5.40	5.40	S39. 8.20	H19.2.2	国道
12	3･4･14	籠原駅北口線	15.5～20	2 車線	0.47	0.47	S37.12.20	H20.11.28	県道
13	3･4･15	籠原仲仙道	20	4 車線	2.33	0.50	〃	H20.11.28	国道
14	3･4･16	籠原駅南口線	16～20	2 車線	1.61	1.31	〃	H20.11.28	市道
15	3･4･17	籠原南大通線	16～28	2 車線	2.15	0.86	〃	H20.11.28	市道
16	3･4･18	御稜威ヶ原線	16～18	2 車線	4.70	4.47	〃	H20.11.28	県･市道
17	3･4･19	新国道東方下原線	12～16	2 車線	1.39	0.00	〃	H20.11.28	市道
18	3･1･20	熊谷バイパス	45～50	8 車線	10.50	3.15	S42. 9.26	H20.11.28	国道
19	3･2･21	熊谷バイパス	30	4 車線	1.60	0.00	S46.12.14	H20.11.28	国道
20	3･3･22	125 号行田バイパス	23.5	4 車線	1.20	1.20	S47. 1.25	H20.11.28	国道
21	3･3･23	森林公園北口線	25	4 車線	0.45	0.45	〃	H20.11.28	市道
22	3･4･25	中央通線	16	2 車線	2.47	0.00	S48. 3.13	H20.11.28	市道
23	3･5･27	熊谷小川線	13	2 車線	4.15	1.10	〃	H20.11.28	県道
24	3･4･28	福祉センター通線	16	2 車線	2.00	2.00	〃	H20.11.28	県道
25	3･4･29	第２北大通線	20	2 車線	6.33	6.33	〃	H20.11.28	市道
26	3･4･30	国道 17 号線	20	4 車線	0.50	0.39	S53. 4.14	H20.11.28	国道
27	3･4･31	佐谷田線	16	2 車線	0.69	0.69	S55. 7. 1	H20.11.28	市道
28	3･4･32	別府玉井線	16	2 車線	2.16	2.16	〃	H20.11.28	市道
29	3･5･33	玉井高柳線	12	2 車線	0.80	0.80	〃	H20.11.28	県道
30	3･4･34	御堂ヶ谷戸線	17	2 車線	0.57	0.57	S56. 9. 1	H20.11.28	市道
31	3･5･35	新堀三ヶ尻線	12	2 車線	0.89	0.89	〃	H20.11.28	市道
32	3･5･36	新堀高柳線	12	2 車線	1.18	0.97	S57. 10. 5	H20.11.28	県道
33	3･5･37	籠原新大通線	12	2 車線	0.51	0.51	〃	H20.11.28	市道
34	3･5･41	別府新堀線	12	2 車線	0.55	0.55	S61. 7. 8	H20.11.28	市道
35	3･4･42	肥塚線	16	2 車線	0.60	0.60	H 4. 7.17	H20.11.28	市道
36	3･4･46	熊谷駅東口線	16	2 車線	0.40	0.40	H13. 1.24	－	市道
37	3･4･47	妻沼熊谷線	21	4 車線	2.75	2.75	S39. 8. 20	H20.11.28	国道
38	3･4･49	梶山江波線	16	2 車線	0.83	0.50	〃	H20.11.28	市道
39	3･4･51	年代八ツ口線	16	2 車線	1.72	0.71	〃	H20.11.28	市道
40	3･4･52	登り戸梶山線	16	2 車線	1.06	0.00	〃	H20.11.28	市道
41	3･4･53	西部工業団地線	16	2 車線	3.24	3.24	H18. 3.31	H19.2.2	県･市道
42	3･5･54	梶山王子線	12	2 車線	1.47	0.45	S60.1. 18	H20.11.28	県･市道
43	3･5･55	桜谷通り線	12	2 車線	0.80	0.80	S63.5. 17	H19.2.2	市道
44	3･5･56	円山通り線	12	2 車線	1.12	1.12	〃	H19.2.2	市道
45	3･4･57	熊谷西環状線	16	2 車線	1.32	1.32	H21.10.26	－	県道
46	3･5･58	玉井東通線	15	2 車線	0.91	0.91	〃	－	市道
47	7･6･1	平戸線	9	2 車線	0.52	0.52	S63. 9.30	H20.11.28	市道
48	7･6･2	在家通線	9	2 車線	0.39	0.39	〃	H20.11.28	市道
49	7･6･3	五反畑通線	9	2 車線	0.34	0.34	〃	H20.11.28	市道
50	3･5･25	行田東松山線	12.5	2 車線	0.15	0.15	S62.3.31	S63.5.17	県道
合 計					92.40	65.05			

延長＝市内延長

■ 都市計画公園一覧

No.	名称		種別	管理者	当初計画決定(上段) 最終計画決定（下段）		当初開設公園（上段） 最終開設公園（下段）		公園の位置
	番号	公園名			面積（ha）	公告 年月日	面積（ha）	公告 年月日	
1	2-2-01	東公園	街区	市	0.36 0.36	S29.11.18 S47. 3.29	0.36 0.36	S51.9.6 S51.9.6	熊谷市銀座三丁目地内
2	2-2-02	曙公園	街区	市	0.13 0.10	S30.9.20 S57.12.9	0.12 0.10	S51.9.6 S57.12.9	熊谷市曙町四丁目地内
3	2-2-03	宮前公園	街区	市	0.20 0.20	S30.9.20 S47.3.29	0.20 0.20	S51.9.6 S51.9.6	熊谷市宮前町一丁目地内
4	2-2-04	堤公園	街区	市	0.47 0.47	S41.4.25 S47.3.29	0.47 0.47	S51.9.6 S51.9.6	熊谷市赤城町二丁目地内
5	2-2-05	松風公園	街区	市	0.17 0.17	S41.4.25 S47.3.29	0.17 0.17	S51.9.6 S51.9.6	熊谷市赤城町一丁目地内
6	2-2-06	赤城公園	街区	市	0.06 0.06	S41.4.25 S47.3.29	0.06 0.06	S54.3.31 S54.3.31	熊谷市赤城町一丁目地内
7	2-2-07	見晴公園	街区	市	0.13 0.13	S42.11.17 S47.3.29	0.13 0.13	S51.9.6 S51.9.6	熊谷市見晴町地内
8	2-2-08	宮町公園	街区	市	0.09 0.09	S42.11.17 S47.3.29	0.09 0.09	S51.9.6 S51.9.6	熊谷市宮町二丁目地内
9	2-2-09	籠原第１公園	街区	市	0.13 0.13	S42.11.17 S47.3.29	0.13 0.13	S51.9.6 S51.9.6	熊谷市新堀地内
10	2-2-10	籠原第２公園	街区	市	0.11 0.11	S42.11.17 S47.3.29	0.11 0.11	S51.9.6 S51.9.6	熊谷市新堀新田地内
11	2-2-11	籠原第３公園	街区	市	0.05 0.05	S42.11.17 S47.3.29	0.05 0.05	S51.9.6 S51.9.6	熊谷市新堀地内
12	2-2-12	寿公園	街区	市	0.10 0.10	S46.4.14 S47.3.29	0.10 0.10	S51.9.6 S51.9.6	熊谷市拾六間地内
13	2-2-13	熊久公園	街区	市	0.08 0.08	S46.4.14 S47.3.29	0.08 0.08	S51.9.6 S51.9.6	熊谷市久下地内
14	2-2-14	美土里町公園	街区	市	0.12 0.12	S46.4.14 S47.3.29	0.12 0.12	S51.9.6 S51.9.6	熊谷市美土里町一丁目地内
15	2-2-15	玉井公園	街区	市	0.27 0.27	S47.9.8 S47.9.8	0.27 0.27	S51.9.6 S51.9.6	熊谷市玉井地内
16	2-2-16	本石公園	街区	市	0.11 0.11	S47.9.8 S47.9.8	0.11 0.11	S51.9.6 S51.9.6	熊谷市本石一丁目地内
17	2-2-17	大幡公園	街区	市	0.20 0.20	S49.7.23 S49.7.23	0.20 0.20	S51.9.6 S51.9.6	熊谷市柿沼地内
18	2-2-18	別府第１公園	街区	市	0.43 0.43	S50.4.7 S50.4.7	0.43 0.43	S51.9.6 S51.9.6	熊谷市別府二丁目地内
19	2-2-19	別府第３公園	街区	市	0.66 0.66	S50.4.7 S50.4.7	0.66 0.66	S52.2.24 S52.2.24	熊谷市別府五丁目地内
20	2-2-20	小曽根公園	街区	市	0.41 0.41	S53.5.22 S53.5.22	0.41 0.41	S56.3.25 S56.3.25	熊谷市小曽根地内
21	2-2-21	石原公園	街区	市	0.65 0.65	S55.9.16 S55.9.16	0.65 0.65	S56.3.25 S56.3.25	熊谷市石原地内
22	2-2-22	新島公園	街区	市	0.30 0.30	S55.10.30 S55.10.30	0.30 0.30	H7.3.31 H7.3.31	熊谷市石原地内
23	2-2-23	中奈良公園	街区	市	0.54 0.54	S55.10.30 S55.10.30	0.64 0.64	S56.3.25 S56.3.25	熊谷市中奈良内
24	2-2-24	雀宮第１公園	街区	市	0.12 0.12	S56.10.13 S56.10.13	0.12 0.12	S56.3.25 S56.3.25	熊谷市上之地内
25	2-2-25	雀宮第４公園	街区	市	0.23 0.23	S56.10.13 S56.10.13	0.23 0.23	S56.3.25 S56.3.25	熊谷市肥塚地内
26	2-2-26	雀宮第５公園	街区	市	0.17 0.17	S56.10.13 S56.10.13	0.17 0.17	S56.3.25 S56.3.25	熊谷市肥塚地内
27	2-2-27	肥塚公園	街区	市	0.53 0.53	S56.10.13 S56.10.13	0.58 0.58	S57.3.30 S57.3.30	熊谷市肥塚地内

No.	名称		種別	管理者	当初計画決定(上段) 最終計画決定（下段）		当初開設公園（上段） 最終開設公園（下段）		公園の位置
	番号	公園名			面積（ha）	公告 年月日	面積（ha）	公告 年月日	
28	2-2-28	箱田第１公園	街区	市	0.24 0.24	S58.2.18 S58.2.18	0.24 0.24	S61.3.31 S61.3.31	熊谷市中央二丁目地内
29	2-2-29	箱田第２公園	街区	市	0.20 0.20	S58.2.18 S58.2.18	0.20 0.20	S59.3.30 S59.3.30	熊谷市中央三丁目地内
30	2-2-30	箱田第３公園	街区	市	0.21 0.21	S58.2.18 S58.2.18	0.21 0.21	S60.6.20 S60.6.20	熊谷市中央三丁目地内
31	2-2-31	箱田第４公園	街区	市	0.49 0.49	S58.2.18 S58.2.18	0.49 0.49	H9.3.31 H9.3.31	熊谷市中央一丁目地内
32	2-2-32	久下第１公園	街区	市	0.56 0.56	S61.3.31 S61.3.31	0.56 0.56	S63.3.31 S63.3.31	熊谷市久下一丁目地内
33	2-2-33	久下第２公園	街区	市	0.17 0.17	S61.3.31 S61.3.31	0.17 0.17	S63.3.31 S63.3.31	熊谷市久下一丁目地内
34	2-2-34	久下第３公園	街区	市	0.26 0.26	S61.3.31 S61.3.31	0.26 0.26	H2.3.31 H2.3.31	熊谷市久下三丁目地内
35	2-2-35	久下第４公園	街区	市	0.26 0.26	S61.3.31 S61.3.31	0.26 0.26	H1.3.31 H1.3.31	熊谷市久下四丁目地内
36	2-2-36	雀宮第２公園	街区	市	0.13 0.13	H2.7.27 H2.7.27	0.13 0.13	S59.3.30 S59.3.30	熊谷市肥塚地内
37	2-2-37	雀宮第３公園	街区	市	0.10 0.10	H2.7.27 H2.7.27	0.10 0.10	S59.3.30 S59.3.30	熊谷市肥塚地内
38	2-2-38	玉井稲荷木第１公園	街区	市	0.22 0.22	H2.7.27 H2.7.27	0.22 0.22	H3.3.30 H3.3.30	熊谷市玉井南三丁目地内
39	2-2-39	玉井稲荷木第２公園	街区	市	0.19 0.19	H2.7.27 H2.7.27	0.19 0.19	H4.3.31 H4.3.31	熊谷市玉井南二丁目地内
40	2-2-40	上之公園	街区	市	0.37 0.37	H3.11.2 H3.11.2	0.38 0.38	H8.3.29 H8.3.29	熊谷市上之地内
41	2-2-41	玉井在家第１公園	街区	市	0.20 0.20	H3.11.2 H3.11.2	0.20 0.20	H6.3.31 H6.3.31	熊谷市玉井三丁目地内
42	2-2-42	玉井在家第２公園	街区	市	0.15 0.15	H3.11.2 H3.11.2	0.15 0.15	H5.3.31 H5.3.31	熊谷市玉井二丁目地内
43	2-2-43	玉井在家第３公園	街区	市	0.25 0.25	H3.11.2 H3.11.2	0.25 0.25	H7.3.31 H7.3.31	熊谷市玉井五丁目地内
44	2-2-44	広瀬川原公園	街区	市	0.29 0.29	H3.11.2 H3.11.2	0.29 0.29	H4.3.31 H4.3.31	熊谷市瀬南地内
45	2-2-45	平戸公園	街区	市	0.54 0.54	H7.3.15 H7.3.15	0.58 0.58	H16.3.31 H16.3.31	熊谷市平戸地内
46	2-2-46	籠原南第１公園	街区	市	0.18 0.18	H9.12.12 H9.12.12	0.18 0.18	H15.3.31 H15.3.31	熊谷市籠原南一丁目地内
47	2-2-47	籠原南第２公園	街区	市	0.19 0.19	H9.12.12 H9.12.12	0.19 0.19	H11.3.31 H11.3.31	熊谷市籠原南一丁目地内
48	2-2-48	籠原南第３公園	街区	市	0.17 0.17	H9.12.12 H9.12.12	0.17 0.17	H22. 7.1 H22. 7.1	熊谷市籠原南三丁目地内
49	2-2-49	籠原南第４公園	街区	市	0.10 0.10	H9.12.12 H9.12.12	0.10 0.10	H15.3.31 H15.3.31	熊谷市籠原南三丁目地内
50	2-2-50	籠原南第５公園	街区	市	0.10 0.10	H9.12.12 H9.12.12	0.10 0.10	H22. 7.1 H22. 7.1	熊谷市籠原南二丁目地内
51	2-2-52	駅東第１公園	街区	市	0.10 0.10	H14.1.30 H14.1.30	0.10 0.10	H15.3.31 H15.3.31	熊谷市銀座二丁目地内
52	2-2-53	駅東第２公園	街区	市	0.12 0.12	H14.1.30 H14.1.30	0.12 0.12	H21.3.31 H21.3.31	熊谷市銀座七丁目地内
53	2-2-54	駅東第３公園	街区	市	0.27 0.27	H14.1.30 H14.1.30	0.27 0.27	H15.3.31 H15.3.31	熊谷市銀座七丁目地内
54	2-2-55	駅東第４公園	街区	市	0.10 0.10	H14.1.30 H14.1.30	0.10 0.10	H26.3.28 H26.3.28	熊谷市銀座七丁目地内

No.	名称		種別	管理者	当初計画決定(上段) 最終計画決定（下段）		当初開設公園（上段） 最終開設公園（下段）		公園の位置
	番号	公園名			面積（ha）	公告 年月日	面積（ha）	公告 年月日	
55	2-2-56	曙第２公園	街区	市	0.14 0.14	H14.1.30 H14.1.30	0.14 0.14	H21.3.31 H21.3.31	熊谷市曙町五丁目地内
56	3-3-01	中央公園	近隣	市	2.4 3.1	S29.11.18 S57.10.22	1.2 3.1	S51.9.6 S62.4.5	熊谷市宮町二丁目地内
57	3-3-02	荒川公園	近隣	市	1.51 1.50	S30.9.20 S46.12.21	1.51 1.51	S51.9.6 S51.9.6	熊谷市河原町二丁目地内
58	3-3-03	万平公園	近隣	市	1.04 1.00	S34.3.31 S46.12.21	1.04 1.04	S51.9.6 S51.9.6	熊谷市万平町一丁目地内
59	3-3-04	外原公園	近隣	市	0.81 1.00	S43.5.10 S50.7.25	0.8 1.08	S51.9.6 S53.3.29	熊谷市拾六間地内
60	3-3-05	別府第２公園	近隣	市	1.00 1.00	S50.7.25 S50.7.25	0.97 0.97	S51.9.6 S51.9.6	熊谷市別府四丁目地内
61	3-3-06	みいずが原公園	近隣	市	1.80 1.80	S56.10.13 S56.10.13	1.82 1.82	S56.3.25 S56.3.25	熊谷市御稜威ヶ原地内
62	3･3･07	籠原中央公園	近隣	市	1.20 1.20	H9.12.12 H9.12.12	1.20 1.20	H23. 3.1 H23. 3.1	熊谷市籠原南二丁目地内
63	3-3-08	船木台中央公園	近隣	市	1.10 1.10	H9. 4.8 H19. 2.2	1.10 1.10	H13. 3.30 H13. 3.30	熊谷市船木台地内
64	5-5-01	別府沼公園	総合	市	17.1 17.1	H2.5.8 H2.5.8	7.80 17.10	H6.3.31 H14.3.29	熊谷市西別府地内
65	5-5-02	江南町総合公園	総合	市	12.6 12.6	H14.6.28 H14.6.28	2.2 11.4	H19.8.1 H20.10.1	熊谷市板井地内
66	5-5-02	妻沼運動公園	総合	市	9.80 10.55	S46.12.10 H19. 2.2	9.80 10.39	S47. 1.14 H14. 3.28	熊谷市飯塚地内
67	6-5-01	熊谷運動公園	運動	市	28.1 30.6	S45.9.29 H5.6.18	12.00 30.60	S51.9.6 H14.3.29	熊谷市小島地内
68	6-3-02	南運動場	運動	市	1.86 1.90	S26.4.13 S46.12.21	1.86 1.86	S51.9.6 S51.9.6	熊谷市伊勢町地内
69	8-2-03	星渓園	歴史	市	0.34 0.30	S29.11.18 S47.3.29	0.3 0.3	S51.9.6 S51.9.6	熊谷市鎌倉町地内
70	9-6-01	熊谷スポーツ文化公園	広域	県	50.0 99.7	S57.2.26 H8.12.3	25.0 88.3	H3.4.1 H17.3.31	熊谷市上川上、上之、上中条、今井地内
71	5-8-201	武蔵丘陵森林公園	広域	国	24.0(310 0) 24.0(307.6) ※1	S43.3.12 S47.12.15	24.0(304.0) 24.0(304.0) ※1	S49.7.23 S51.9.1	熊谷市楊井地内
72	1	玉井緑地	緑地	市	0.7 0.7	S47.9.8 S47.9.8	0.73 0.73	S51.9.6 S51.9.6	熊谷市玉井地内
73	2	熊谷荒川緑地	緑地	市	9.44 24.80	S39.3.17 H9.11.21	13.00 25.60	S51.9.6 H14.3.29	熊谷市熊谷地内 ※2
74	3	新堤緑地	緑地	市	0.70 1.10	S30.9.20 S53.5.12	0.70 1.10	S51.9.6 S53.3.29	熊谷市河原町二丁目地内他
75	4	荒川大麻生公園	緑地	県	174.6 175.1	S59.10.2 H1.4.7	81.8 166.7	S61.11.15 H15. 7. 1	熊谷市大麻生、押切、樋春地内他　※3
76	5	雀宮緑地	緑地	市	0.21 0.21	H2.7.27 H2.7.27	0.21 0.21	S59.3.30 S59.3.30	熊谷市肥塚地内
77	6	利根川総合運動公園	緑地	市	109.0 109.0	S62. 3. 3 H19.2.2	46.89 59.10	H1. 10.　2 H13. 11.20	利根川右岸河川敷

（備考）

※1　（　）内の面積は、熊谷市と滑川町の合計面積

※2　荒川河川敷占用

※3　一部荒川河川敷占用。

■ 土地区画整理事業一覧

事　業　名	施行主体	面積 (ha)	換地処分 公告年月日	計画決定及び施行期間			備考	
				都市計画 決定	事業計画 決定	施行期間 (年度)		
熊谷第一	組合	74.6	S17. 3.31	－	S12. 2.10	S11～S16	○	
石原	県	5.0	S32.11.15	S29.11.18	S30. 3.28	S29～S32	○	
三尻	市	10.8	S33. 3.22	S30. 2.25	S30. 3.31	S29～S34	○	
荒川	市	82.6	S35. 3.31	S29. 8.26	S30. 3.22	S29～S34	○	
赤城	組合	22.6	S41.10.31	S31. 9. 7	S35. 1.26	S34～S41	○	
熊久	個人	2.7	S45. 4.21	S44. 2.12	S44.12. 2	S44～S45	○	
熊谷復興第一工区	知事・市長	114.5	S46. 6.30	S21. 9. 4	S22. 6.28	S22～S46	○	※1
熊谷復興第二工区	市長	12.5	S48. 6.30	S21. 9. 4	S36. 6. 6	S36～S56	○	
熊谷市雀宮	組合	24.5	S53.10.20 S58. 2. 8	S47.10.25	S48. 3.13	S47～S57	○	※2 ※3
熊谷駅南口	個人	0.9	S58.12.27	－	S58.10.18	S58	○	
別府	市	65.7	S62. 5.15	S43.10.28	S45.10. 9	S45～H 3	○	
久下東部	市	41.3	S62.10. 2	S53. 1.20	S53. 6.20	S53～H 4	○	
玉井稲荷木上	市	13.5	H 4. 3.17	S56.10. 6	S57. 7.15	S57～H 8	○	
妻沼東	市(旧妻沼町)	41.1	H 4. 5.15	S60. 1.18	S60. 8.22	S60～H 8	○	
江南中央第一	組合	29.7	H 5. 3. 5	S55. 6.27	S55. 9.12	S55～H 7	○	
広瀬川原	市	9.5	H 5. 8. 3	S60. 3. 8	S60. 6. 8	S60～H10	○	
玉井在家	市	19.7	H 8. 3.12	S61. 7. 8	S61.10. 1	S61～H12	○	
大里村南部	組合	69.2	H10. 2.20	S63. 5.17	S63. 7.22	S63～H12	○	
妻沼中央	組合	9.8	H11. 3.16	－	H 3.11. 1	H 3～H11	○	
箱田	市	37.8	H12. 4.14	S47. 5.16	S48. 7.27	S48～H17	○	
熊谷駅東部	市	23.6	H16. 7.30	S56. 7.14	S57. 2.22	S56～H21	○	
肥塚	市	10.8	H18. 6.16	H 4. 7.17	H 4.10.23	H 4～H18	○	
籠原中央第二	市	59.6	H19.10.19	S56. 9. 1	S57. 7.15	S57～H24	○	
籠原中央第一	市	28.3		S57.10. 5	S58. 7.15	S58～	△	
上石第一	市	13.5		H 4. 3.13	H 4.10.23	H 4～	△	
上之	市	53.0		H 5. 7. 6	H 5. 9.20	H 5～	△	
ソシオ流通センター駅周辺	市	11.3		R 6. 9.27	R 6. 9.27	R 6～	△	
籠原駅周辺	組合	3.5		R 6. 9.27	R 7. 2.10	R 6～	△	
久下・佐谷田	市	37.0		S44. 2.12	－	－	□	※4

(備考)
○：施行済　△：施行中　□：計画決定
※1　S29 まで知事
※2　第 1，3 工区
※3　第 2 工区
※4　当初都市計画決定面積：123 ha，当初都市計画決定年月日：S44. 2.12，最終都市計画決定：S47. 5.16